

令和2年 第69回定例会

# 坂井地区広域連合議会会議録

令和3年2月19日開会

令和3年2月19日閉会

坂井地区広域連合議会

令和2年 第69回坂井地区広域連合議会定例会 会議録目次

◎第1日目（令和3年2月19日）

|                            |    |
|----------------------------|----|
| ○議事日程                      | 2  |
| ○出席議員                      | 3  |
| ○欠席議員                      | 3  |
| ○早退議員                      | 3  |
| ○地方自治法第121条により出席した者        | 3  |
| ○事務局職員出席者                  | 3  |
| ○開会の宣告                     | 4  |
| ○広域連合長招集挨拶                 | 4  |
| ○開議の宣告                     | 5  |
| ○諸般の報告                     | 5  |
| ○行政報告                      | 5  |
| ○会議録署名議員の指名                | 7  |
| ○会期の決定                     | 7  |
| ○議案第1号から議案第8号の一括上程、提案理由の説明 | 7  |
| ○一般質問（4番 室谷陽一郎議員）          | 11 |
| ○ 〃 （15番 畑野麻美子議員）          | 18 |
| ○議案第1号から議案第8号の質疑、討論、採決     | 27 |
| ○閉議の宣告                     | 33 |
| ○広域連合長閉会挨拶                 | 33 |
| ○閉会の宣告                     | 33 |
| ○署名議員                      | 34 |

1 第69回坂井地区広域連合議会定例会議事日程

令和3年2月19日(金)  
午後5時13分開議

- 開会の宣告
- 広域連合長招集挨拶
- 開議の宣告
- 諸般の報告
- 行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 提案理由の説明  
日程第 4 一般質問  
日程第 5 議案第1号 令和2年度坂井地区広域連合一般会計補正予算(第2号)  
日程第 6 議案第2号 令和2年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算(第2号)  
日程第 7 議案第3号 令和3年度坂井地区広域連合一般会計予算  
日程第 8 議案第4号 令和3年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算  
日程第 9 議案第5号 令和3年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算  
日程第 10 議案第6号 代官山墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 11 議案第7号 坂井地区広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 12 議案第8号 坂井地区広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 閉議の宣告
- 広域連合長閉会挨拶
- 閉会の宣告

2 出席議員（16名）

|            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 1番 堀田 あけみ  | 2番 近藤 哲行   | 3番 渡辺 竜彦   |
| 4番 室谷 陽一郎  | 5番 上坂 健司   | 6番 戸板 進    |
| 7番 仁佐 一三   | 8番 吉川 貞明   | 9番 佐藤 寛治   |
| 11番 東野 栄治  | 12番 伊藤 聖一  | 13番 山川 知一郎 |
| 14番 川畑 孝治  | 15番 畑野 麻美子 | 17番 田中 千賀子 |
| 18番 卯目 ひろみ |            |            |

3 欠席議員（2名）

10番 毛利 純雄      16番 北島 登

4 早退議員（1名）

1番 堀田 あけみ

5 地方自治法第121条により出席した者

|              |              |
|--------------|--------------|
| 広域連合長 佐々木 康男 | 副広域連合長 坂本 憲男 |
| 事務局長 堀江 好美   | 事務局次長 水嶋 雅江  |

6 事務局職員出席者

|                |               |
|----------------|---------------|
| 議会事務局参事 長谷川 浩幸 | 議会事務局書記 出店 理成 |
| 議会事務局書記 奥出 宇啓  |               |

[一同起立・礼・着席]

◇開会の宣告◇

○議長（渡辺竜彦） ただいまより、第69回坂井地区広域連合議会定例会を開会いたします。  
（午後5時13分）

◇広域連合長招集挨拶◇

○議長（渡辺竜彦） それでは開会にあたり、広域連合長から招集の挨拶があります。佐々木康男広域連合長。

○広域連合長（佐々木康男） 本日ここに、第69回坂井地区広域連合議会定例会が開会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。このたびの坂井地区内介護施設において発生した、新型コロナウイルス感染症クラスターにより、感染された方々やご家族の方に謹んでお見舞い申し上げます。また、最前線で従事された施設職員の方々のもとより、関係各所の方々に敬意を表しますと共に、心より感謝申し上げます。議員各位におかれましては、新年早々の大雪による交通や日常生活の重大な支障、また、新型コロナウイルス感染症対策など、公私ともにご多忙のところ、ご参集をいただき、厚くお礼申し上げます。さて、国においては、介護報酬の改定率が全体でプラス0.7%となり、厚生労働省により2021年度の新介護報酬額が発表されました。当広域連合におきましては、この介護報酬額により令和3年度からの介護保険事業費、および介護保険料を算出し、第8期介護保険事業計画を策定しました。ご存知のように、本年度は第8期介護保険事業計画策定を最重要課題と位置づけ各種協議を行い、1月27日に策定委員会から答申を頂いております。本定例会は、第8期介護保険事業計画に係る関連条例や新年度予算をご審議いただき、最も重要な議会でございます。提出いたします議案は、令和2年度補正予算及び令和3年度当初予算に関するもの5議案、条例の改正に関するもの3議案、計8議案の審議をお願いするものです。各議案の内容、提案の主旨につきましては、後ほどご説明申し上げますが、何とぞ、慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます、招集のごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

◇開議の宣告◇

○議長（渡辺竜彦） 本日の出席議員数は16名です。よって会議の定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◇諸般の報告◇

○議長（渡辺竜彦） 諸般の報告を行います。長谷川議会事務局参事。

○議会事務局参事（長谷川浩幸） それでは、私から諸般の報告を申し上げます。

本定例会に広域連合長より提出されました付議事件は、議案8件であります。本定例会の説明出席者は、連合長以下4名であります。以上でございます。

◇行政報告◇

○議長（渡辺竜彦） 次に、広域連合長の行政報告を求めます。佐々木康男広域連合長。

○広域連合長（佐々木康男） それでは、総務課と介護保険課の所管事項について、行政報告を申し上げます。

総務課所管について、令和2年8月から令和3年1月までの6ヶ月間における事業報告を申し上げます。まず、代官山斎苑の利用状況について申し上げます。坂井市三国町で155件、あわら市で168件、準管内3件、管外で6件の、合計332件となっており、前年同期と比較しますと、11件3.3%の減となりました。また、霊柩車の利用状況は、坂井市三国町で149件、あわら市で158件の、合計307件で前年同期と比較しますと、1件0.1%の減となりました。代官山斎苑での待合室の活用については、小さなお葬式や、収骨待ちでの食事などに利用してもらえるよう、その内容について、ホームページや広報誌へ掲載しております。また、パンフレットを作製し、市役所の窓口や葬儀業者に配布して周知を図っているところであります。今後とも、市民に対するサービスの質を落とさないように、指定管理者への監視・指導を徹底してまいります。墓地の貸付につきましては、3㎡1区画、4㎡2区画、6㎡2区画の合計5区画

を貸付しております。次に、さかいクリーンセンターの事業について申し上げます。受入状況は、生し尿が986キロリットル、浄化槽汚泥等が3,613キロリットル、合計4,599キロリットルで、前年同期より666キロリットル13%減となっております。また、肥料の配布状況につきましては、配布量は15%増加し728袋となりました。受入量の減少により年間の生産量は減少しておりますが、需要期には袋詰め肥料の生産量を増やすことで対応いたしております。なお、施設の運転管理および維持管理の状況につきましては、毎月モニタリングを行い、適切に管理されていることを確認しています。し尿等収集運搬新体制の計画につきましては、10月20日、12月25日に審議委員会が開催され、収集運搬車両の減車に対する補償及びし尿の委託制への移行についてご審議をいただきました。昨年度から6回の審議が終了し、2月5日に答申をいただいたところです。

続いて、介護保険課所管の主な事業についてご報告申し上げます。まず、要介護認定事務について申し上げます。第1号被保険者の要支援も含めた要介護認定者数は、12月末現在で前年同期と比較しますと、5,875人0.96%の増となっており、全高齢者の16.79%を占めております。次に、保険給付の状況について申し上げます。今年度12月審査分までの給付実績は、79億9,270万円で前年同時期と比較しますと9,680万円、1.23%の増となっております。これは、高額介護サービス費の受給者数の増加や施設入所サービス給付費の伸びによるものであります。第7期介護保険事業計画値に対して、今年度の執行率は約101.18%を見込んでおります。次に、介護給付適正化事業について申し上げます。介護サービスの適正化を通じた制度の安定性は、介護保険制度の持続可能性の確保につながるものです。当広域連合では、適正化5事業の中でも特に「ケアプラン点検」を積極的に展開し、12月末現在では、予防・介護合わせて95件のケアプラン点検を行い「ケアマネジメントの質の向上」に対する支援に力を入れて取り組んでおります。また、事業所や施設に対する実地指導及び集団指導につきましては、国より新型コロナウイルス感染症の影響により実施時期の延期通知が発令されており、現在も実施できない状況ではありますが、令和3年度に向けての制度改正や円滑な事業所運営の情報について研修資料を作成し、周知に向けて準備を進めております。今後も、介護給付適正化事業を通じて、保険者として責任を持った助言、指導を継続し、介護給付の健全化を図ってまいります。最後に、第8期介護保険事業計画の策定について申し上げます。策定委員会において昨年7月からご審議いただき、1月27日に答申を受けたところであります。今議会で、保険料等にかかる介護保険条例の改正をお願いするものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇会議録署名議員の指名◇

○議長（渡辺竜彦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番、東野栄治議員、12番、伊藤聖一議員の両名を指名いたします。

◇会期の決定◇

○議長（渡辺竜彦） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
本定例会の会期は本日1日限りにしたいと思えます。これにご異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 異議なしと認めます。  
したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◇議案第1号から議案第8号の一括上程、提案理由の説明◇

○議長（渡辺竜彦） 日程第3、提案理由の説明に入ります。  
日程第5から日程第12まで、議案8件を一括議題とします。上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） ただいま上程されました、議案第1号、令和2年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第2号）から、議案第8号、坂井地区広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の規準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの8議案について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第1号、令和2年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第2号）につい



てご説明申し上げます。今回の補正では、歳入歳出それぞれ170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億1,946万6千円とするものです。補正の内容につきましては、総務費では一般管理費で退職手当負担金を100万円、衛生費では、し尿処理費70万円を増額計上しています。維持管理・運営委託料の150万円の増額は、さかいクリーンセンターの維持管理運営を委託しているアクアペックスさかいとの委託料の見直しをおこなったものです。アクアペックスさかいとは委託契約の中で、社会経済状況の変化に応じて処理委託費の見直しが行われるものとなっており、日本銀行が発表している企業向けサービス価格指数が1.5パーセントを超過する増減があった場合に改定をおこなうものとしているためです。また、し尿等の量が当初より減少することが見込まれるため、し渣、沈渣の一般廃棄物処分委託料を80万円減額するものです。

次に、議案第2号、令和2年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。今回の補正では、歳入歳出それぞれ7,715万円を追加し、歳入歳出予算の総額を117億9,649万1千円とするものです。補正の内容につきましては、総務費で、全体で7,385万円を減額しております。主なものは、委託料で介護報酬改定等に伴うシステム改修業務委託料として750万8千円を計上しております。また、介護施設等整備事業補助金は整備見込がないため7,820万円を減額補正しております。賦課徴収費では不用額161万8千円を減額しております。保険給付費では1億5,000万円を増額し、追加計上をしています。想定よりも受給者数の増加等により保険給付費に不足が見込まれます。地域支援事業費につきましては、令和2年度に新たに創設された介護保険保険者努力支援交付金が交付されるため、財源の組替をおこなっています。諸支出金では、第1号被保険者保険料還付金について不足が見込まれるため100万円を追加計上しています。

次に、議案第3号、令和3年度坂井地区広域連合一般会計予算についてご説明申し上げます。本予算は議会費のほか、庁舎管理費、ネットワーク・システム管理費、代官山斎苑管理費、さかいクリーンセンター管理費など、当広域連合の運営に関する経費であります。なお、令和3年度より坂井市が新たに開始することとなった重層的支援体制整備事業については、民生費にて予算計上しております。

次に、議案第4号、令和3年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。本予算は第8期介護保険事業計画に基づき提供する各サービスの保険給付費、賦課徴収費、介護認定審査会経費など、介護保険事業に係る経費であります。

次に、議案第5号、令和3年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算につきましては、指定管理委託料が主なものです。なお、各会計当初予算の内容につきましては、事務局長よりご説明申し上げます。

次に、議案第6号、代官山墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。本案は、墓地の貸付を促進するため所要の改正を行うものです。

次に、議案第7号、坂井地区広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。本案は、第8期介護保険事業計画により、令和3年度から令和5年度までの保険料が改定されること及び介護保険法施行令等の改正に伴い所要の改正を行うものです。

次に、議案第8号、坂井地区広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。本案は、居宅介護支援事業所における管理者の要件と、管理者要件の適用の猶予について所要の改正を行うものです。

以上、議案第1号から議案第8号までの提案理由とさせていただきますので、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 堀江事務局長。

○事務局長（堀江好美） それでは、私から、議案第3号から議案第5号までについてご説明申し上げます。

まず、議案第3号、令和3年度坂井地区広域連合一般会計予算についてであります。議案書の中ほどにあります一般会計予算書をご用意いたします。予算書1ページをお開きください。予算総額は、歳入歳出それぞれ5億2,876万4千円とするもので、前年度予算と比較しますと、2億1,169万5千円、66.8%の増となっております。まず、歳入について申し上げます。予算書4ページ、歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。第1款、分担金及び負担金は、構成市からの負担金で、事務費負担金、障害者審査会負担金、斎苑負担金、し尿等処理負担金、低所得者保険料軽減負担金、重層的支援体制整備事業負担金2億4,273万7千円、第2款、使用料及び手数料は、葬斎場使用料、霊柩車使用料、廃棄物処理施設使用料で1,959万円、第3款、国庫支出金は、低所得者保険料軽減負担金、重層的支援体制整備事業交付金で1億2,587万円、第4款、県支出金は、同じく低所得者保険料軽減負担金、重層的支援体制整備事業交付金で6,293万4千円、第5款、財産収入では、メガソーラー敷地貸付料、汚泥発酵肥料売払代金等278万5千円、第6款、繰入金は重層的支援体制整備事業にかかる介護保険特別会計からの繰入金で7,417万8千円、第7款、繰越金は窓口計上1

千円、第8款、諸収入は66万9千円となっております。次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。予算書11ページをご覧ください。第1款、議会費は、議員18名の報酬など、当広域連合議会運営の経常的経費及び隔年度に実施している研修旅費等で128万6千円、第2款、総務費は、総務課職員4人分の人件費ほか、広域連合運営に係る経費など4,681万7千円、第3款、民生費は、障害支援区分認定審査会に係る経費と低所得者軽減負担金にかかる介護保険特別会計への繰り出し金、重層的支援体制整備事業にかかる地域介護予防活動支援事業委託料で3億2,688万6千円、第4款、衛生費では、職員人件費ほか、代官山斎苑指定管理者委託料、さかいクリーンセンター維持管理・運営委託料、一般廃棄物処理委託料等の1億5,147万3千円、第5款、基金積立金は、霊柩車購入基金など180万2千円、第6款、予備費は50万円を計上しております。次に、19ページから22ページまでは、給与費明細書となっております。23ページは、坂井地区汚泥再生処理センター整備・運営事業及び代官山斎苑管理・運営業務に係る債務負担行為に関する調書となっております。ご覧いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第4号、令和3年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。介護保険特別会計予算書をご用意ください。予算書1ページをご覧ください。予算総額は、歳入歳出それぞれ117億8,314万1千円とするものです。前年度予算と比較しますと2億7,485万3千円、2.4%の増となっております。第2条では、給付費の支払いに支障をきたさないよう、一時借入金の借入額の最高額を3億円と定めさせていただくものであります。それでは、歳入について申し上げます。予算書6ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。まず、第1款、保険料は、第1号被保険者の保険料27億865万1千円、第2款、分担金及び負担金は、構成市負担金16億5,441万4千円、第3款、使用料及び手数料は20万円、第4款、国庫支出金26億1,249万3千円、第5款、支払基金交付金は30億6,275万5千円、第6款、県支出金16億4,219万6千円、第7款、財産収入2千円、第8款、寄附金1千円、第9款、繰入金は、一般会計からの低所得者保険料軽減繰入金9,274万円、第10款、繰越金1千円、第11款、諸収入968万8千円としております。次に、歳出の主なものについて申し上げます。7ページをご覧ください。第1款、総務費は、介護保険課職員18人分の人件費ほか、保険料賦課徴収に係る経費、介護認定調査に係る経費など、当広域連合が実施いたします介護保険事業に係る経費として2億5,043万2千円、第2款、保険給付費は、第8期介護保険事業計画に基づく各種サービス給付費で、110億1,449万円、第3款、地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業等4億3,798万7千円となっております。第4款、基金積立金は、

介護保険財政調整基金積立金および介護福祉推進基金積立金として2千円、第5款、諸支出金は、第1号被保険者保険料還付金等455万2千円、重層的支援体制整備事業にかかる一般会計への繰出金7,417万8千円第6款、予備費150万円を計上しております。次に、28ページから31ページまでは給与費明細書となっておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

次に、議案第5号、令和3年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算についてご説明申し上げます。代官山墓地特別会計予算書をご用意ください。予算書1ページをご覧ください。予算総額は、歳入歳出それぞれ593万1千円とするもので、前年度と比較いたしますと、376万4千円、173.7%の増となっております。4ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。歳入は、第1款、使用料及び手数料は、墓地使用料215万4千円、第2款、財産収入は、基金利子1千円、第3款、繰入金は377万3千円は墓地敷地境界防護柵取替工事の財源として基金からの繰入です。第4款、繰越金は窓口計上1千円、第5款、諸収入は窓口計上2千円としております。次に、5ページをご覧ください。歳出は、第1款、墓地事業費として、指定管理者委託料等215万7千円と墓地敷地境界防護柵取替工事377万3千円を、第2款、諸支出金は、代官山墓地基金への積立金1万円を計上しております。次に、9ページは、代官山墓地管理・運営業務に係る債務負担行為に関する調書となっておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

以上、議案第3号から議案第5号までの概要説明とさせていただきます。

#### ◇一般質問◇

○議長（渡辺竜彦） 次に、日程第4、これより一般質問を行います。  
一般質問は通告順に従い、4番、室谷陽一郎議員の一般質問を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 4番、室谷議員

○4番（室谷陽一郎議員） 通告順に従いまして、4番室谷陽一郎が一般質問を行います。質問に入る前に、新型コロナウイルス感染症により亡くなりました方にお悔やみを申し上げますと共に感染された方々にお見舞い申し上げます。また利用関係者、介護従事者を始め、各分野において新型コロナウイルス感染症に対応し頑張っておられる方々に心

より敬意を申し上げます。

さて、一般質問ですが、第7期介護保険事業計画の実施状況を踏まえ、いわゆる団塊世代が90歳以上となる令和22年、2040円を見据えた、中期的な視野に立った第8期介護保険事業計画が策定されました。基本理念からなる基本目標を踏まえた施策の柱が立てられましたが、特に私が注目しました3つの施策についてより具体的な取組についてお尋ねいたします。今後期間中において進捗及び成果を注視していきたいと思えます。一つ目は先ほどの全協で色々な質問等で若干、色々な答えが出ていましたが、敢えてもう一度質問させていただきます。在宅ケア体制の充実に向けた取組についてです。特に、日中夜間を通して定期巡回訪問と、随時対応を行う定期巡回サービス等の介護サービスの充実をどのように取り組んでいくか質問します。二つ目は介護人材確保、定着に向けた取組です。介護の仕事の魅力向上、労働負担の軽減への具体的取組を質問いたします。三つ目は施策の柱、介護サービスの質的向上、事務等の負担軽減の中で今回第8期計画で新たに付加された事務負担の軽減の取組についてです。書類手続きの簡素化、標準化、ICT等の活用について現状と具体的にどのような取組をするのか質問いたします。まず、この3点について質問させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） 室谷議員のご質問にお答えします。

1点目の第8期介護保険事業計画の施策の柱、在宅医療、介護の充実の中での在宅ケア体制の充実に向けた取組について、特に日中夜間を通しての定期巡回訪問と、随時対応を行う定期巡回サービス等の介護サービスの充実を具体的にどのように取り組んでいくかについてのご質問にお答えします。まず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら短時間の定期巡回型訪問と随時対応を行うサービスであります。以前にもお答えしておりますが、現在、稼働している定期巡回随時対応型訪問介護看護は、1事業所で、自宅で生活する要介護者ではなく、併設するサービス付高齢者向け住宅の入居者をサービスの提供対象としております。サービス付高齢者向け住宅とは、高齢者単身夫婦世帯が安心して居住できるバリアフリー構造の賃貸等の住宅であり、入居者が介護サービスを必要とする場合、外部又は併設する居宅サービス等を利用することができる住宅です。第8期計画期間における定期巡回随時対応型訪問介護看護の利用見込数5

1件については、同一法人が運営するサービス付高齢者向け住宅等の定員分まで利用件数が増加すると見込んだものでございます。子育て住宅が多くまた、村部を中心として住宅が点在する等の坂井地区の住宅事情や、介護人材の不足の現状を勘案しますと、定期巡回随時対応型訪問介護看護を、在宅の要介護者を支えるサービスとして、短期的に普及、推進していくことは非常に難しいことだと考えております。しかしながら、現に運営する定期巡回随時対応型訪問介護看護につきましても、引き続き、単身もしくは高齢者のみ世帯へのサービス提供を評価する独自報酬加算等、経営面での事業支援を行ってまいりたいと考えています。また、2040年を見据え、坂井地区における地域で支える介護サービスの在り方を検討してまいりたいと考えております。

2点目の第8期介護保険事業計画の施策の柱、介護人材の確保、養成及び資質の向上の中での、特に介護人材確保、定着に向けた取組における介護の仕事の魅力向上、労働負担の軽減への具体的取組についてのご質問にお答えします。介護の仕事魅力向上の取組として、地域で活躍する介護支援専門員の方に、仕事のやりがい、魅力などを聞き取り、広域連合の広報誌やホームページ等にて周知しております。今後は、介護支援専門員だけでなく、地域で活躍する介護の仕事に携わる方々からも、介護の仕事のやりがい、魅力などを聞き取り、広報誌やホームページ等を通じて、市民に強く図ってまいりたいと考えております。次に、労働負担の軽減への取組として、国庫補助金を活用し、地区内の複数事業所への介護ロボット導入を支援しております。導入した介護ロボットには、移乗介助時等の身体的負担軽減のために、介護者が身に着ける装着型のロボット、同じ目的で非装着型のロボット、マットレスの下に設置し、利用者の睡眠、起き上がり、離床などの状態を管理する見守り支援機器があります。介護ロボットを導入した事業所からは、介護職員の業務負担の軽減に、ある程度の効果があったとの報告を受けております。また、介護ロボットの導入には、介護老人福祉施設等で見守り機器を導入し、夜間の効果的な介護体制を実現した場合に、夜間職員配置加算の算定要件が緩和される等、経営面からもプラスに働く利点があります。さらに、令和3年4月からは、見守り機器の導入に併せ、事業所内で職員間の業務連絡等が円滑に行える通信機器であるインカム等のICTを使用し、安全体制の確保や職員の負担軽減がされた場合、夜間の人員配置基準が緩和されるようになります。今後も、地区内の介護保険事業所に対して、介護ロボットの有効活用事例等の情報提供を行うことで、労働負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

3点目の第8期介護保険事業計画の施策の柱、介護サービスの質的向上、事務等の負担軽減の中での第8期で新たに付加された、事務負担の軽減の取組について、書類手続きの簡素化、標準化、ICT等の活用の現状と具体的取組と軽減の進捗についてのご質

問にお答えします。書類手続きの簡素化・標準化については、平成30年10月に施行された、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令及び省令を踏まえて改訂された様式例に基づき、事業所指定関係書類の様式変更、添付書類の簡素化を図っております。令和3年4月からは、押印を求める手続きの見直し等を予定しており、関係する規則、要綱の改正準備を進めているところでございます。また、介護保険施設等に対する実地指導については、標準化・効率化等の運用指針が示されており、介護保険施設等実地指導マニュアルの見直しが予定されております。厚生労働省より、見直し後のマニュアルが示された際は、マニュアルに基づき、実地指導時の確認項目、確認書類、指導手順等の見直しを行ってまいりたいと考えております。次にICT普及の取組について、坂井地区では、地域における在宅医療、介護に携わる多職種間の情報共有と連携ツールとして、在宅患者情報共有システムを導入しております。情報共有システムを活用することで、在宅患者の医療情報、介護サービス等の情報を共有することができ、医師と訪問看護師だけでなく、ホームヘルパー等との連携が可能となります。なお、情報共有システムの運用、導入支援を目的とした、研修会を、坂井地区医師会と共催で、毎年開催しており、今後も継続して実施、普及を図ってまいりたいと考えております。また、広域連合では、令和元年12月よりデジタルペーパーを導入し、毎週開催される介護認定審査会で活用しております。デジタルペーパーの導入により、認定審査会資料のコピー等に要する業務時間が削減されました。これからは、削減された業務時間を活用し、今後、増加が見込まれる要介護認定申請にかかる要介護認定業務にあたってまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 4番、室谷議員

○4番（室谷陽一郎議員） 再質問なんですけれども、先ほどの全協で私は元々素案からこういった再質問を組み立てたんですけれども、いくつか回答等がありましたんでそういうのは端折った形で残りの再質問をさせていただきます。

一つ目の在宅ケアのことなんですけれども、これ文章の中で緊急時のための患者や受け入れ先の確保に努めます、という記述がございます。昨年の全協にて受け入れ先で余分なところが無いかチェックしますと、理事者の方から回答がございましたけれども、そういったチェック体制等は十分になされているのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 水嶋事務局次長

○事務局次長（水嶋雅江） チェック体制につきましては、在宅ケアネットのような在宅ケアの医師会、看護師さん、ケアマネさんを通じた組織がございましてそちらのほうでこちらに書いております情報共有システムそういったものを活用して事業を行っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 4番、室谷議員

○4番（室谷陽一郎議員） 次の再質問ですけれども、この在宅ケアの中でありましたんですけれども、働く人が家族介護のために離職せざるを得ない状況を防ぐために介護家族の負担軽減につながる支援を検討します、というのが素案にございました。先ほどの案でそれなりの方向性が認識される部分があったのですが、敢えてその辺のところをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） 審議会では家族介護はこれから負担になっていくだろうというような話が出まして、具体的にそれに対してどうするかという具体策は今この中の意見ではありませんでした。但し、将来を見据えてですね、地域で支えるっていう仕組みをですね、しっかりと見据えて考えていくことが必要だということがありまして検討を重ねているところです。まあ、なかなか家族でっていうのは僕も経験ありますけれども、なかなか難しいのをどう地域でやるか、その地域でどうやるのかっていうのも今後色々な関係者の皆様のご意見とか先進事例の取り組みを見ながらですね検討してまいりたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 4番、室谷議員



○4番（室谷陽一郎議員） 今後における検討ですね、そういうのをよろしくお願ひしたいなと思います。家族での介護というものは、本当にこれから大きな問題になっていくかなと思っておりますので、どうしてもそのことについては、第8期で掲げておりましたが今後も注視しながら見させていただきたいなと思います。

2つ目に関わることなんですけども、2つ目の質問に対して再質問ですが、介護人材確保定着に向けた取り組みでですね、従業員に向けた定着の実態調査、アンケートそういったものはなされているのかどうか。アンケートでいくつか第8期のところの素案の中では、前半そういったアンケートはありましたけれども従業員そのもののアンケートが見当たらなかったと思うのですがいかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 水嶋事務局次長

○事務局次長（水嶋雅江） 介護従事者に関しましては、計画を立てる一昨年前に介護従事者の状況、年齢そういったものに関して坂井地区広域連合におきまして基金を利用させてもらいましてアンケートをしております。こういったことはこれからも定期的にしていきたいなと考えておりまして、福祉基金をまた利用して次期計画に向けて検討しながら進めていきたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 4番、室谷議員

○4番（室谷陽一郎議員） 従事者の相談体制の充実ということも第8期で記述されていたと思うんですね。なぜこんなことを聞くのかというと、結局介護の従業員が定着しにくい理由をしっかりと掴む必要があると思うんですね。果たして、介護従業員の定着率は他の事業、会社と比べて本当に定着率が悪いのか、それは一般的企業と比べて特異な職種からくる理由なのか、しっかりと理由とか原因というものを掴む必要があると思います。そのためにアンケートとか相談を受けて何を悩んでいるかというところは重要な情報じゃないかなと思います。そういったものがあって初めて人材確保定着に向けた取り組みやそれから手立て、支援が有効な手立てになっていくのではないかなと思いますのでやっていただきたいのですが、そのお考えをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 水嶋事務局次長

○事務局次長（水嶋雅江） 室谷議員さんのおっしゃることはごもっともだと思うのでそういったことを視野に入れながら今後介護事業に臨んでまいりたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 4番、室谷議員

○4番（室谷陽一郎議員） 従業員の50歳以上が70%という現実、素案には無かったんですが、今回の案に記述されていますけど、文章的には元気な高齢者の介護保険サービス事業への就労ですが介護保険サービス、そういう就労によってゆとりある介護というのが記述されているんですけども、実際問題私は、50歳以上70%いるということも含めて元気な高齢者の就労で、ある意味人手不足が緩和されている、補充されている、切迫した作業を緩めてるのではなくてそれこそがまさしく支えている現状ではないかなと高齢者、元気な高齢者という風に自分思うんですよね。そのご意見とそのためにもやはり若い人たちが入っていただけるような働きかけというのが必要かと思うんですけどご意見聞かせていただけますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） 今、なんとか高齢者が資格を持ってやっている人が多いんですけども、老老介護ということでその後が続いていないというのが現状という風に伺っております。また、現場に行っても分かるんですけども、障がい者施設もそうなんですけども、若い人が入ってこない。10年後、20年後を考えるとですね、その辺の人材をどうするかというのがこれまでもですね、外国人なんかを雇ったりと議論出ましたがそういう問題があります。文章的にはですね、やはり元気な高齢者には頑張ってもらいたいと書いてございますが、現状ではですね、なかなか厳しい状況になりつつあることは認識しておりますので、あとこれも今後色んな関係機関と連携しながらですね、先ほどありました魅力的な職場であるとかそういうことを含めまし

て発信を強めてまいりたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 4番、室谷議員

○4番（室谷陽一郎議員） そういった現状を特に従業員のところはデータの知見でもって色々何パーセントいるのかとか、どういう不満があるのかということ、証拠エビデンスというんですかね、そういう形でより具体的な方向性を見出していきたいなと思っております。人材の確保は介護現場にとって喫緊の課題であると自分は認識しています。それから第8期計画で色々付加された先ほどのロボット、ICTということに対しては今後とも実行と実績そういうことを期待しながら今後とも注視していきたいと思っておりますので以上、私の一般質問を終わります。

○議長（渡辺竜彦） 続きまして、通告順に従い15番、畑野麻美子議員の一般質問を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 15番、畑野議員

○15番（畑野麻美子議員） 15番、畑野麻美子です。通告順に従いまして一般質問を行います。坂井市の介護施設における新型コロナウイルスのクラスター発生において、その原因と今後の課題はなにか。1月26日、坂井市の介護老人保健施設の入所者、同施設職員の感染者数は42人となり県内のクラスターで最多となりました。この感染を防げなかった原因は何かが問われます。新聞の報道によりますと、感染症の専門家である福井大学の岩崎博道教授は、感染対策はすぐには整わない。一度施設にウイルスが入ると大変だという事。すぐに関係者に対してPCR検査を行い、医師と看護師でつくる県版クラスター班が指導に入り、濃厚接触者と非接触者を分けて施設を区切った。しかし、その後、一度陰性が確認された人からもさみだれ式に陽性が判明してきました。岩崎教授によりますと、感染対策は一日では整わず、例えば医療用ガウンなど必要な用具をそろえる時間がかかるという。加えてこの施設は、収容人数上限の80人に近い79人が入所していました。空き室がほとんどなかった

ため、濃厚接触者と非接触者を分けて区切る作業も難航した。対策の難しさが感染の広がりにつながった可能性がある」と指摘をしています。広域連合として、介護施設、事業所への感染予防対策の徹底が求められます。そこでお尋ねいたします。感染者女性が施設を入所したとき、施設のデイサービスは開所していたのか。2、職員の感染を含め、クラスターを止められなかった理由は何か。3、今後、介護施設における感染対策についての課題を解消するために、どのような対策を考えているか。4、介護施設などの、利用者、職員すべての人に対する定期的にPCR検査を実施したらどうか。5、新型コロナウイルスのワクチン接種は介護従事者も、医療従事者と同じような扱いにすることや、高齢者が接種する時に介護従事者も接種できるように市に要求できないか。以上、最初の一般質問とします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） 畑野議員のご質問にお答えします。

なお、答弁につきましては、県のホームページ、記者発表、坂井健康福祉センターからの資料、関係する施設のホームページ等によるものであり、詳細については、県や坂井健康福祉センターへお問い合わせいただきたいと思います。

1点目の感染者80代女性が入所したとき、施設のデイサービスは開所していたのかについてのご質問にお答えします。大きな感染が発生した、介護老人保健施設、東尋坊ひまわりの丘では、1月14日から1月31日までに入所者34名、職員9名に新型コロナウイルスの感染が確認されました。80代女性が東尋坊ひまわりの丘のショートステイを利用したということでしたが、その時点では、症状もなく、感染は確認されていませんでしたので、施設に併設している通所リハビリサービス事業につきましては、通常通り開所していたということでした。東尋坊ひまわりの丘のショートステイを利用した80代女性の感染が確認された1月14日以降は、施設の新規入所者の受け入れは行わず、現在も施設に併設している通所リハビリサービス事業は、休業している状況となっています。

2点目の職員の感染を含め、クラスターを止められなかった理由は何かについてのご質問にお答えします。介護施設、特に入所施設では、クラスターが発生した中にありましても継続したサービスが求められております。また、全室が個室ではない施設も多く、今回の施設も多床室であり、感染予防を行っていたにも関わらず、同じ部屋

から複数の感染者が確認されるなど、高齢者施設の対策の難しさがあると思われま  
す。さらに、施設内では、食事や入浴、リハビリなど、利用者と職員が至近距離で向  
き合って介護を行うため、3密を避けるのが難しく、生活の介護に欠かせない行為そ  
のものが感染リスクとなっている現状が、クラスターを止められなかった理由の一つ  
ではないかと考えております。なお今後この件につきましては県や事業所等において  
検証されていくのだと思います。

3点目の今後、介護施設における感染対策についての課題を解消するためにどのよ  
うな対策を考えているのかについてのご質問にお答えします。介護施設における感染  
対策につきましては、国や県からの資料を添え、広域連合長名にて介護事業所へ感染  
症対策の徹底等の通知を適宜郵送してまいりました。各事業所においてはそれぞれ感  
染拡大防止のための措置を講じていただいていると思っております。利用者等の人権  
の尊重、個人情報保護等の情報管理につきましては、引き続き慎重な対応を行いま  
した上で、関係機関と情報共有を行うとともに、より一層、連携を強化してまいりま  
す。さらに、施設内感染対策のための自主点検実施を促進するとともに、介護事業所  
等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で、業務に当たることができるよ  
う、坂井地区で活動している団体である、介護保険事業者ネットワークさかいと連携  
し、引き続き、感染症に対する具体的な研修を実施していきたいと考えております。

4点目の介護施設などの利用者、職員すべての人に対する定期的なPCR検査を行  
うことについてのご質問にお答えします。現在のPCR検査につきましては、感染者  
が確認され、行政検査の対象となった場合、県が実施しております。今回、介護保険  
施設にてクラスターが発生した際も、濃厚接触者はもとより、同一施設内の入所者、  
利用者、職員全員に検査を実施し、その後も一斉検査を複数回行っていると伺ってお  
ります。これにより、無症状感染者も発見することができました。高齢者は、ウイル  
スの潜伏期間が長くなる傾向がある上、症状が重症化しやすく、施設においては、集  
団感染を防ぐためにも感染予防や早期発見が重要で、とりわけ従事者に対する検査に  
ついては重要とされております。しかし、PCR検査の費用は高額で、行政検査の場  
合は公費となりますが、自費診療の場合は、2万円以上の費用がかかります。PCR  
検査につきましては、介護保険事業に携わっている広域連合では、検査にかかる費用  
等を予算計上することは、難しいと考えております。今後、構成市等において検討さ  
れるものだと考えております。

5点目の新型コロナウイルスのワクチン接種は、介護従事者も、医療従事者と同じ  
ような扱いにすることや、高齢者が接種するときに介護従事者も接種できるよう、市  
に要求できないかについてのご質問にお答えします。高齢者施設等の従事者の業務の

特性として、仮に施設で新型コロナウイルス感染症患者が発生した後にも、高齢の患者や濃厚接触者へのサービスを継続するとともに、クラスターを抑止する対応を行う必要があります。このため、厚生労働省では、高齢者施設等の従事者を高齢者に次ぐ接種順位と位置づけるとなっております。また、介護従事者のワクチン接種につきましては、一定の要件を満たす施設において、高齢者と同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えないとの見解を示しております。構成市におきましては、高齢者施設等にて介護従事者が接種できる体制も視野に入れ、検討することとしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 15番、畑野議員

○15番（畑野麻美子議員） 今の答弁の中で感じましたけど、この第8期介護保険事業計画の74ページのところに災害や感染症対策にかかる体制整備というのがしっかりと書かれています。これを今話されたのかなという風に思います。その中には新型コロナウイルスなど新たな感染症の流行により高齢者が犠牲となる事例が相次いでいると。また色々書いてありますけれども、感染症に対しても福井県や構成市と連携して感染者の発症を想定した訓練の実施や感染拡大防止策を介護事業者等へ周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染発生時の代替えサービス確保に向けた連携体制の構築を行いますと書いてあります。まだたくさん書いてありますけれども、ここにしっかりと上がっていることがクラスター発生前にしっかりとおこなわれていたかどうかこれが問題ではないかという風に思います。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） 当広域連合において各施設に入ってそのようなことを調査したりやるような権限もございませんし、しておりません。先ほど申しあげましたように、これについては県の指導でやっておりますので私どもはそこまでの確認等はしておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 15番、畑野議員

○15番（畑野麻美子議員） 私が今説明したのは、広域連合の第8期介護保険事業計画の中の文章です。これに基づいて今までやってこれたかどうかをお尋ねしたんですけどもいかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） 昨年度春以降ですね、何度となく事業所に対しては感染防止に対する体制とかですね、あるいは国からそういう通知が流れてきた場合にはそれを添付した形での注意喚起をしております。実際、現場に行けないような状況になっている中で文書等での指導ではございますが、そういうことはしてきて現場でもなんかあればあったと思いますけども、そういうことについて特にうちの方へですね、どうしたらいいんだってというような問い合わせが無い中で、畑野さんがおっしゃるのは僕らにどこまで求めているのか僕はよく分かりませんが、我々ができることはやってきたし各介護現場でもしっかりとそれぞれの立場で頑張ってくれていたんだと、僕は思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 15番、畑野議員

○15番（畑野麻美子議員） しっかりとやってこられたということですけども、例えば広域連合の中で、職員間の中で今回の感染はこんなことをしていたら防げたんじゃないかなという話し合い、例えば入所者から感染が判明した時に入所の職員をしばらく自宅での経過観察にするとか、またデイの職員を入所に回せば職員の感染者を減らせたのではないかという可能性ですね、そして入所の職員は1回目のPCRで陰性ということで翌日から仕事をしていました。2回目で陽性の職員が何人か出ましたけれども、1回目の陰性の後でもすぐ仕事に出るのではなくてやはり自宅待機、その間に感染が移ってしまったという色んな検証をしてそしてそれぞれの施設にまた指導とか行うべきではないかという風に思いますけど、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） 基本的にそういう指導は、県の保健部局がやっていると認識しています。今回のクラスターがですね、生じてそちらの方に専門家が派遣されたという情報は入っております。しかし、我々は踏み込むだけの力もなければ知識もありません。ですから、過剰な要求で今の広域連合の組織体制ではですねそこまでやるのは難しいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 15番、畑野議員

○15番（畑野麻美子議員） 私、過剰なとまでは言ってないです。ここに載っている74ページに書いてあるこの範囲内で指導が必要でなかったかな、という風に思っています。だから踏み込んでというよりも先ほども言いましたけれども、今回のことでさらに研修を深めていくとか、そういうことをやっていくべきではないかという風に思いますし、みんなでやはり介護施設のことをしっかり考えてどうしたらいいかっていうそういうことがね、大事ではないかという風に思います。それともう少し色々な方の声も聞く、私のところに入ってきたのでは、お正月に孫が返ってきて介護施設の経営者ですけども、孫は返ってくる前にPCR検査をした、家族は孫が返ってくる前と帰った後にPCR検査をする、家族が4人いると例えば、1万5千円だとすると6万円、6万円の2回で12万円のお金がかかる。これをなんとか公費で持ってもらえとうれしいな、という話をされました。今度、坂井市でも成人式にはたくさん子どもたちが帰ってくる可能性があります。そういうことに対しても今後、家族もしっかりと子どもさんが帰ってくるころは、家族もしっかりとPCR検査をするようにとかそういう風なことは指導できるのではないかと思うのですが、それはできないんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 水嶋事務局次長

○事務局次長（水嶋雅江） 今、国の方で先ほど専決処分で条例のお話をさせて頂い



たんですが、その中に条例改正の中に感染拡大、蔓延防止のために各事業所において計画を策定するとかそういった取り組みを載せております。今後国において、そういった今までの施設のクラスター発生等の状況を踏まえて、また国から指導等あると思いますので、そういった指導をもとに坂井地区広域連合としては指導、実地指導そういったものに助言、なおかつそういったものが策定されているか、そういったことはどうやって取り組んでいるかを確認しながら指導等を行っていきたいと思いますので、またみなさんにはよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） 先ほどあったなかでですね、何もしないということではないんですが、今回の施設につきましてもですね、ちょっと色々ありましたので、今まだアクセスできないという状況ですけど、当然落ち着けばですね、施設の方からですね、今回のことについて色んなお話を聞いたり、他の施設において感染者が出た場合どういう対応をしたらよかったのかというのをですね、お伺いするとかですね、今回のことにつきまして色々お話を聞くなどして感染拡大に努めるというようなことは考えております。但し、今は沈静化しているわけではないので施設に配慮してそういうことをまだしていないということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 15番、畑野議員

○15番（畑野麻美子議員） はい、是非指導していただきたいと思いますが、感染した時の対応のマニュアルというものはあるんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 水嶋事務局次長

○事務局次長（水嶋雅江） そういったものは一部国の方から従業員、入所者についての通知は来ておましてそちらをもとに行っていくことと思われま。なお、そういった感染症に関しましては坂井福祉健康センターの方からも連絡がいつているかな

ということ聞いておりますので、そういう状況となっております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 15番、畑野議員

○15番（畑野麻美子議員） 各施設で対応マニュアルを作るということはないんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 水嶋事務局次長

○事務局次長（水嶋雅江） 今現在ではそういったものはまだ、各事業所において作られているところもあると聞いておりますが事業所間で差はあると思います。ただ今後、条例改正に伴いましてそういった計画書を作成することが盛り込まれると思いますので、実現できないような事業所に関してはこちらから指導していきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 15番、畑野議員

○15番（畑野麻美子議員） 是非対応マニュアル作成もっと早くできていたらよかったかなという風に考えますので、是非これからどのくらい続くかわからないのでしっかり対応マニュアルを作っていただきたいなと思います。それと、先ほど話しました県外から来られた人の件を話しましたがけれども、ほんとに介護サービスを利用している人デイサービスを利用している家族、家族が例えば県外で働いていると、もう辞めてくださいと言われるほど徹底してる施設もあります。私が知っている所では、山中の温泉場で皿洗いの仕事をしていて、やっと皿洗いの仕事が見つかったわと思ったらご主人がデイサービスを利用するようになったら、もうそれは辞めてくださいと言われて辞めてしまわれました。そういう時にね、この方の収入も途絶えてしまうわけですから、そういう徹底したやり方をしている施設もありますけれども、でも家族にとっては大変厳しいなということもありますので、そういう点も頭に入れておきたいし、色んなケースがあるのでまた色んな人の声を聞いていただいて対応してい

ただきたいなという風に思います。それから、PCR検査ですけれどもクラスターが発生しているところにはもちろんしていますが、なぜPCR検査をするかって言うと一番は無症状者の感染者を早く見つけて、感染防止をするということなので是非このところを踏まえていただいてPCR検査をしっかりとやっていく方向。PCR検査大変高いです。でもその代わりに今、唾液で検査ができる、最近唾液の正当性というんですか、高くなってきました。唾液の中にはコロナのウイルスがくっつく酵素があるというんですね。それが会話の中で人の舌にくっつくということで、唾液の検査も大変有効だということですので、これは1回5千円ですのでそういうことも踏まえておいていただきたいなという風に思います。そして最後ですけれども、医療従事者本当に、処遇改善8万円というのがありましたけども、あれが未だに当たっていない介護の従事者がいらっしゃいます。本当に安い賃金ですごい高いリスクを負うわけですので、ここはなんとしても介護従事者も是非医療従事者と同じようにワクチンが打てるようなそういうような方向性に是非全員でなくても希望者だけでいいですし高齢者の施設で行う時は、やりたいというような人がいたらやっていただけるような方向にいただきたいなという風に思いますけど、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 水嶋事務局次長

○事務局次長（水嶋雅江） 介護従事者のワクチン接種につきましては、厚生労働省の方から、高齢者と同じタイミングで接種することも差し支えないということで、今県の方でそういった取りまとめをしていると伺っております。それに関しまして構成市の方におかれまして今後、あわら市さん坂井市さんにおきまして事業所の説明会を実施しておりますのでそれに向けての検討をしていただけてると思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 15番、畑野議員

○15番（畑野麻美子議員） 坂井地区からクラスターが起こらないように是非十分に指導配慮していただきたいと思います。以上で一般質問を終わります。

○議長（渡辺竜彦） 以上で一般質問を終結いたします。

なお、1番、堀田あけみ議員より早退の届出が出ております。

◇議案第1号から議案第8号の質疑、討論、採決◇

○議長（渡辺竜彦） 日程第5、議案第1号、令和2年度坂井地区広域連合一般会計補正予算第2号を議題といたします。

本案に対する質疑を許可します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 討論なしと認めます。これより、議案第1号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺竜彦） 起立全員です。したがって、議案第1号、令和2年度坂井地区広域連合一般会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡辺竜彦） 次に議案第2号、令和2年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。

本案に対する質疑を許可いたします。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 討論なしと認めます。これより、議案第2号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺竜彦） 起立全員です。したがって、議案第2号、令和2年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡辺竜彦） 日程第7、議案第3号、令和3年度坂井地区広域連合一般会計予算を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 討論なしと認めます。これより、議案第3号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺竜彦） 起立全員です。したがって、議案第3号、令和3年度坂井地区広域連合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡辺竜彦） 日程第8、議案第4号、令和3年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案に対する質疑を許可いたします。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 13番、山川議員

○13番（山川知一郎議員） 保険料収入がこの中に入っておりますけれども、国の負担ですね、この予算総額に対する国の負担率っていうのはどれだけですかね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 水嶋事務局次長

○事務局次長（水嶋雅江） 計画に載せてありまして、計画の56ページ、計画案の

56 ページをご覧ください。こちらのほうにそれぞれの費用に対する割合が載っております。これに基づいて、国のところも載っておりますので、これに基づいてやっております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 山川議員

○13番（山川知一郎議員） それぞれのここに出ているんですけど、全体でどれだけか、まあそのことはいいですけど、介護保険がスタートした時点と現在と国の負担率というのはどうなってますかね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 水嶋事務局次長

○事務局次長（水嶋雅江） 要支援の部分を介護保険ではなく市の方の財源等の改正を行っておりますのでこの時点でこちらの各行政等の負担率も変わってきていると認識しております。ですので、介護保険事業が開始した時からは負担率につきましては変更があったと聞いております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 13番、山川議員

○13番（山川知一郎議員） 負担率が変わったということですが、上がったんですか、下がったんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 水嶋事務局次長

○事務局次長（水嶋雅江） はっきりとした数字は私の方では把握しておりませんので後日ということになります。失礼します。

○議長（渡辺竜彦） これをもって質疑を終結いたします。討論を行います。討論

はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 13番、山川議員

○13番（山川知一郎議員） 只今の議案と、後程の条例の改正の保険料の改定についての条例も同じあれですので、まとめて反対の討論をさせていただきます。十分に検討する時間がありませんでしたので、わたくしの認識が多少間違っているかもしれませんがご容赦いただきたいと思います。保険料が今回改定されて今までよりも200円上がったということになっていますが、第一は保険料が高すぎると。国民の負担が多すぎるということであります。少子高齢化社会に備えてこれから介護は国の責任でということ介護保険が始まったと、しかし実際にはそして消費税は社会保障充実のためにということで、消費税も導入されそして税率も最初の3%から5%8%10%とどんどん上がってまいりましたが、社会保障に対する負担はほとんど増えていない、負担率は増えていないという風に思います。もっと国の税金の使い方を見直しをして社会保障を本当に安心できる負担の無い保障にすべきであるという風に考えます。2つ目は、今回の案を見ますと1段階から12段階までありますが、この段階の区切りとですね所得と保険料の負担率というのが低所得者には負担が非常に重くそして高額所得者には非常に負担が軽い。ちょっと大雑把に見ますと5段階が標準と言いますか、基準で所得が80万ぐらいを想定していると思いますけれども、12段階の方は所得800万ぐらい、所得は10倍になっているわけですがけれども、保険料の負担は5段階に比べて12段階は2倍にしかかっておりません。そういう点では高額所得者にもっと負担をしてもらうべきであるという風に思います。1段階は生活保護世帯であっても保険料払わなければならないと、これは生活保護の趣旨から考えてもおかしいのではないかとこの2点で保険料の値上げに反対をするものであります。是非、議員各位のご賛同を心からお願いいたしまして討論といたします。

○議長（渡辺竜彦） 他に討論はありませんでしょうか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） これで討論を終わります。これより、議案第4号を採決いたし

ます。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺竜彦） 起立多数です。したがって、議案第4号、令和3年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡辺竜彦） 日程第9、議案第5号、令和3年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算を議題といたします。

本案に対する質疑を許可いたします。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） なしと認めます。これより、議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺竜彦） 起立全員です。したがって、議案第5号、令和3年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡辺竜彦） 日程第10、議案第6号、代官山墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許可いたします。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） なしと認めます。これより、議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。



[賛成者起立]

○議長（渡辺竜彦） 起立多数です。したがって、議案第6号、代官山墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○議長（渡辺竜彦） 日程第11、議案第7号、坂井地区広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許可いたします。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（渡辺竜彦） なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（渡辺竜彦） なしと認めます。これより、議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（渡辺竜彦） 起立多数です。したがって、議案第7号、坂井地区広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○議長（渡辺竜彦） 日程第12、議案第8号、坂井地区広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許可いたします。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（渡辺竜彦） なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（渡辺竜彦） なしと認めます。これより、議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（渡辺竜彦） 起立全員です。したがって、議案第8号、坂井地区広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◇閉議の宣告◇

○議長（渡辺竜彦） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて会議を閉じます。

◇広域連合長閉会挨拶◇

○議長（渡辺竜彦） 広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（佐々木康男） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、大変お忙しい中、慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございます。特に、令和3年度の当初予算をはじめ、提出いたしました議案すべてをご承認いただき、心から感謝を申し上げます。なお、本会議を通じ、論議のありましたご意見等につきましては、これを十分に踏まえ、今後の広域連合運営に万全を期してまいります。最後になりますが、暦の上で春とはいえ、まだまだ寒い日が続きますので、議員各位におかれましては、お体には十分ご留意いただき、引き続き当広域連合の運営に対しご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇閉会の宣告◇

○議長（渡辺竜彦） これをもちまして、第69回坂井地区広域連合議会定例会を閉会します。

[ 一同起立・礼 ]

午後6時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、上記会議の顛末を証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議長

議員

議員